事　務　連　絡
令和８年10月16日

関　係　団　体　　御中

厚生労働省老健局介 護 保 険 計 画 課
高 齢 者 支 援 課
認知症施策・地域介護推進課
老　人　保　健　課

令和８年熊本地震による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて（その２）

標記につきまして、別紙１から３のとおり、都道府県宛に連絡いたしましたので、別添団体各位におかれましても、関係者に対し周知を図られますよう、協力方お願いいたします。

（別添）

公益社団法人　日本医師会　御中
公益社団法人　日本歯科医師会　御中
公益社団法人　日本薬剤師会　御中
公益社団法人　日本看護協会　御中
公益社団法人　全国老人福祉施設協議会　御中
公益社団法人　全国老人保健施設協会　御中
一般社団法人　全国デイ・ケア協会　御中
公益社団法人　日本認知症グループホーム協会　御中
全国グループホーム団体連合会　御中
一般社団法人　日本慢性期医療協会　御中
日本介護医療院協会　御中
社会福祉法人　全国社会福祉協議会　御中
社会福祉法人　全国社会福祉法人経営者協議会　御中
公益社団法人　全国有料老人ホーム協会　御中
一般社団法人　全国介護付きホーム協会　御中
一般社団法人　高齢者住宅協会　御中
公益財団法人　テクノエイド協会　御中
一般社団法人　全国福祉用具専門相談員協会　御中
一般社団法人　日本福祉用具・生活支援用具協会　御中
一般社団法人　日本福祉用具供給協会　御中
特定非営利活動法人　全国盲老人福祉施設協議会　御中
一般社団法人　全国軽費老人ホーム協議会　御中
一般社団法人　日本介護支援専門員協会　御中
公益財団法人　日本訪問看護財団　御中
一般社団法人　全国訪問看護事業協会　御中
一般社団法人　日本訪問リハビリテーション協会　御中
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会　御中
公益社団法人　日本介護福祉士会　御中
日本ホームヘルパー協会　御中
全国ホームヘルパー協議会　御中
一般社団法人　日本在宅介護協会　御中
全国農業協同組合中央会　御中
日本生活協同組合連合会　御中
一般社団法人　「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会　御中
市民福祉団体全国協議会　御中
全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会　御中
一般社団法人　24時間在宅ケア研究会　御中
一般社団法人　日本リハビリテーション病院・施設協会　御中
日本災害リハビリテーション支援協会　御中
一般社団法人　日本言語聴覚士協会　御中
一般社団法人　日本作業療法士協会　御中
公益社団法人　日本理学療法士協会　御中

（別紙１）

事　務　連　絡
令和８年10月16日

各 都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介 護 保 険 計 画 課
高 齢 者 支 援 課
認知症施策・地域介護推進課
老　人　保　健　課

令和８年熊本地震による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて（その２）

令和８年熊本地震による災害発生に関し、介護サービスに係る利用料の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとしますので、管内市町村、介護サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いします。

また、利用料の取扱いについては、別途、「令和８年熊本地震に伴う災害の被災者に係る介護サービスの利用料の取扱いに関するＱ＆Ａ及び介護保険の利用料減免の取扱要綱について」（令和８年８月18日付け厚生労働省老健局介護保険計画課、高齢者支援課事務連絡）を発出していることから、必要に応じて参照いただくよう、併せて周知をお願いします。

（令和８年８月７日付け事務連絡から、下線部及び別紙を更新）

記

１に掲げる者については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 20 条第１項、第 48 条第１項、第 66 条第１項、第 78 条第１項、第 87 条第１項、第 96 条第１項、第 127 条第１項、第 140 条の６第１項、第 145 条第１項、第 155 条の５第１項、第 182 条第１項、第 197 条第１項及び第 212 条第１項、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）第 50 条第１項、第 69 条第１項、第 81 条第１項、第 90 条第１項、第 118 条の２第１項、第 135 条第１項、第 155 条第１項、第 190 条第１項、第 206 条第１項、第 238 条第１項、第 269 条第１項並びに第 286 条第１項、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備

及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第３条の 19 第１項、第 24 条第１項、第 71 条第１項、第 96 条第１項、第 117 条第１項、第 136 条第１項及び第 161 条第１項、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）第 22 条第１項、第 52 条第１項及び第 76 条第１項、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）第９条第１項及び第 41 条第１項、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 11 条第１項及び第 42 条第１項、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）第 12 条第１項及び第 42 条第１項、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第５号）第 14 条第１項及び第 46 条第１項並びに介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 63 の６の規定に基づき市町村が定める基準の規定により利用料の支払いを受けることを、２に掲げる期間猶予することができるものとする。

また、介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 10 項及び第 115 条の 47 第８項に規定する利用料については、その具体的事項を市町村において要綱等により定めることとしているが、これらについても、市町村において要綱等を改正することで、１に掲げる者について２に掲げる期間猶予することができるものとする。

なお、福祉避難所として開設された介護保険施設等における食費・居住費については、別添「災害時における介護保険サービスの利用と災害救助法による支援との関係について」（令和７年 12 月 24 日付内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難支援担当）付ほか連名事務連絡）記の３において、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第４条第１項に基づく支援が可能であることをお示ししている。

一方で、平時からの入居者等は通常通り自己負担となるため、その均衡を考慮し、当該支援は一定期間にとどめることが想定される。

１　対象者の要件

（１）及び（２）のいずれにも該当する者であること。

（１）　令和８年熊本地震に係る災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用市町村のうち、令和８年 10 月 16 日時点で当該保険者の被保険者について、保険医療機関・介護サービス事業所等における一部負担金・利用料の支払いを猶予する意向を表明した市町村（別紙）の介護保険法第９条の被保険者であること。

（２）　令和８年熊本地震により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

①　住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨

② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

2 取扱いの期間

令和９年２月末までの介護サービス分

※取扱いの期間については、当面の対応として期限を設けているが、被災状況や保険者の意向等を勘案し、適時に延長を行うことを想定している。

3 介護サービス事業所等における確認及び介護報酬の請求等について

（1） 上記 1（2）の申し立てを行った者については、被保険者証等により、保険者が1（1）の市町村であることを確認するとともに、当該者の1（2）の申し立ての内容を利用者に関する書類に簡潔に記録しておくこと。

ただし、被保険者証等が提示できない場合には、氏名、住所、生年月日等を利用者に関する書類に記載しておくこと。

（2） 本事務連絡に基づき猶与した場合は、利用料を含めて 10 割を審査支払機関等へ請求すること。

また、請求の具体的な手続きについては、「令和８年熊本地震による災害に係る介護報酬等の請求等の取扱いについて（７月サービス提供分）（その２）」（令和８年８月 20 日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか事務連絡）の２（３）と同様であるため、参考とすること。

別紙

猶予実施市町村　（令和８年10月16日時点）

1	熊本県	熊本市
2		八代市
3		水俣市
4		山鹿市
5		菊池市
6		宇土市
7		上天草市
8		宇城市
9		天草市
10		合志市
11		下益城郡美里町
12		菊池郡大津町
13		菊池郡菊陽町
14		阿蘇郡西原村
15		上益城郡御船町
16		上益城郡嘉島町
17		上益城郡益城町
18		上益城郡甲佐町
19		八代郡氷川町
20		葦北郡芦北町
21		葦北郡津奈木町

（別紙２）

事　務　連　絡
令和８年10月16日

各 都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介 護 保 険 計 画 課
高 齢 者 支 援 課
認知症施策・地域介護推進課
老　人　保　健　課

令和８年熊本地震による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて（その２）（リーフレット）

令和８年熊本地震による災害発生に関し、「令和８年熊本地震による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて（その２）」（令和８年10月16日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか事務連絡）により、介護サービスに係る利用料の支払いが困難な者の取扱いをお示ししているところですが、今般、別添のとおり、介護サービス事業所等の方々へのリーフレットを作成しましたので、本リーフレットを介護サービス事業所等に直接配布する等の方法により、本リーフレットをご活用いただき、管内市町村や介護サービス事業所等に広く周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

介護サービス事業者の方々へ

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和８年熊本地震により被災者された方々が介護サービスを利用される際に留意いただきたい事項

１．被保険者証等の提示がなくても介護サービスを提供できます

○　被災地域の被保険者が、被保険者証及び負担割合証（被保険者証等）を消失又は自宅等に残したまま避難していることにより、被保険者証等を提示できない場合であっても、利用者の、

・　氏名、生年月日、住所
・　負担割合（１割、２割又は３割）

を確認し、介護サービスとして取り扱います。

２．以下の方々については、令和９年２月末までの介護サービスに係る窓口での利用料の支払いを受け取る必要はありません

○　以下（１）（２）の両方に該当する利用者からは、窓口で利用料を受け取る必要はありません。（被災地以外の介護サービス事業所を利用する場合も同様。）
※　施設に入所されている方の食費・居住費については、従来どおり支払いを受けてください。

（１）令和8年熊本地震により災害救助法が適用された一部の市町村　の介護保険に加入されている方
（詳細は、厚生労働省HP「政策について」＞「他分野の取り組み」＞「災害・危機管理」＞「令和8年熊本地震について」で確認できます。）

（２）以下のいずれかに該当する旨を申し出た方
①　住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
※罹災証明書の提示は必要なく、窓口での口答申告でよい
②　主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
③　主たる生計維持者の行方が不明である旨
④　主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止した旨
⑤　主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

介護サービス事業所は、利用料の額も含めた全額を請求してください。

（別紙３）

事　務　連　絡
令和８年 10 月 16 日

熊本県介護保険主管部（局）　御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

令和８年熊本地震で被災した被保険者に係る利用料の
負担等の取扱いについて（その２）（リーフレット）

令和８年熊本地震による災害発生に関し、「令和８年熊本地震で被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いについて（その２）」（令和８年10月16日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）により、市町村における利用料の取扱いをお示ししているところですが、今般、別添のとおり、利用者の方々へのリーフレットを作成しましたので、本リーフレットを市町村の窓口で配布、掲示する等の方法により、本リーフレットをご活用いただき、管内市町村や介護サービス事業所等に広く周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

対象保険者は、令和８年熊本地震に係る災害救助法（昭和22年法律第118号）適用市町村のうち、令和８年10月16日時点で当該保険者の被保険者について、保険医療機関・介護サービス事業所等における一部負担金・利用料の支払いを猶予する意向を表明した市町村です。

「令和８年熊本地震」の被災者の方へ

マイナ保険証等や現金がなくても医療機関等を受診できます

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和８年10月16日時点

【対象者】

（１）・（２）の両方に該当する方

（１）災害救助法の適用市町村の住民の方で、次のいずれかの保険者に加入されている方

対象保険者（熊本県）

熊本市、八代市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、合志市、下益城郡美里町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡西原村、上益城郡御船町、上益城郡嘉島町、上益城郡益城町、上益城郡甲佐町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、
熊本県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会（協会けんぽ）
（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。また、具体的な対象保険者は厚生労働省ホームページでもご確認できます。）

↓厚生労働省HP

（２）次の①～⑤のいずれかに該当する方

① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
③ 〃 の行方が不明である方
④ 〃 が業務を廃止、又は休止された方
⑤ 〃 が失職し、現在収入がない方

【受診・利用の流れ】

医療機関、介護サービス事業所等の窓口で、**対象者である旨をご申告いただくことで**、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について、**支払いが不要となります**。

【特例の期間】 令和９年２月末まで

【留意事項】

- この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- 上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○お問い合わせ
この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。